

蔵王山火山防災対策

[噴火警戒レベルの導入まで]

平成 2 8 年 2 月

蔵王山火山防災協議会

目次

第1章 防災対策

I 噴火警報発表時の情報伝達ルートについて

- 1 噴火警報等発表時の情報伝達系統 P. 1～3
- 2 噴火警報発表時の対応に係る情報提供 P. 4

II エコーライン開通期の対策について

- 1 噴火警報（火口周辺危険）発表時の対応 P. 5～10
- 2 噴火警報（入山危険）発表時の対応 P. 11～18
- 3 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時の
「御釜由来の泥流」への対応 P. 19～26

III エコーライン閉鎖期の対策について

- 1 噴火警報（火口周辺危険）発表時の対応 P. 27～31
- 2 噴火警報（入山危険）発表時の対応 P. 32～37
- 3 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時の
「御釜由来の泥流」への対応 P. 38～44
- 4 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時の
「融雪型火山泥流」（水蒸気噴火）への対応 P. 45～52
- 5 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時の
「融雪型火山泥流」（マグマ噴火）への対応 P. 53～60

IV 降灰後の土石流の対策について

- 1 水蒸気噴火時の対応 P. 61～63
- 2 マグマ噴火時の対応 P. 64～66

第2章 救助対策

第1節 共通的事項

- 1 応急対策など P. 67
- 2 救助活動を伴う災害情報の収集・連絡 P. 67
- 3 自衛隊に対する災害派遣要請 P. 68
- 4 住民・登山者等の安否確認 P. 68

第2節 ヘリコプターの運用

- 1 基本的な考え方 P. 70
- 2 各機関の運用体制 P. 70
- 3 ヘリコプター運用・活動 P. 71

第3節 救護体制

- 1 救護体制の確立 P. 72
- 2 医療機関の活動 P. 72

〔補足〕

- エコーライン開通期であっても、積雪がある状況で水蒸気噴火若しくはマグマ噴火が発生した場合は、融雪型火山泥流の可能性のあることから、その際は、エコーライン閉鎖期の対策の「4 噴火警報（居住地域厳重警戒）発表で融雪型火山泥流（水蒸気噴火）への対応」または「5 噴火警報（居住地域厳重警戒）発表で融雪型火山泥流（マグマ噴火）への対応」を行うこととする。

第 1 章

防災対策

I 噴火警報発表時の情報伝達ルート等について

1 噴火警報等発表時の情報伝達系統

(1) 噴火警報等伝達系統図について

巻末資料「噴火警報等伝達系統図」により、仙台管区气象台から発表される噴火警報の情報が伝達される。

(主な機関への情報伝達手段等)

情報発信元	情報発信先	情報伝達手段等
仙台管区气象台	山形地方气象台 消防庁 宮城県危機対策課 第二管区海上保安本部 東北管区警察局 東北地方整備局 東北運輸局 陸上自衛隊東北方面総監部 仙台市消防局 NHK仙台放送局 東北放送 仙台放送 宮城テレビ放送 東日本放送 エフエム仙台 東日本旅客鉄道 東北電力 N T T 東日本 N T T 西日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ アデス（気象資料自動編集中継装置） ・ 防災情報提供システム
宮城県 (危機対策課)	市町村 地方振興事務所 消防本部（局） 県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）により、警報発表と同時にファクシミリ（受信確認機能あり）、メールにて噴火警報の情報を伝達
白石市	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページまたは Facebook を活用した情報発信 ・ 市広報車、消防積載車による巡回広報 ・ 宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）を介した Lアラートによる「避難勧告」等の緊急速報メールの配信 ・ 噴火警報（入山危険及び居住地域嚴重警戒）の場合は Jアラートによる自動起動により、しろいし安心メール（登録制メール）及び緊急速報メールの配信 ・ しろいし安心メール（登録制メール）の送信 ・ FMラジオによる情報発信

情報発信元	情報発信先	情報伝達手段等
蔵王町	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページを活用した情報発信 ・観光関連事業者（41 宿泊施設及び9 事業者）に一斉ファクシミリ ・広報車による広報 ・噴火警報（入山危険及び居住地域厳重警戒）の場合は Jアラートによる自動起動により緊急速報メールの配信 ・宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を介した Lアラートによる「避難勧告」等の緊急速報メールの配信 ・御釜から 3.5 km 圏内の施設には直接電話連絡
七ヶ宿町	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による伝達 ・火口周辺警報（火口周辺危険）から、Jアラートによる自動起動により防災行政無線にて放送 ・宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を介した Lアラートによる「避難勧告」等の緊急速報メールの配信
川崎町	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を介した Lアラートによる「避難勧告」等の緊急速報メールの配信 ・御釜から 3.5 km 圏周辺の施設には直接電話連絡 ・広報車による広報
山形県 （危機管理課）	市町村，消防本部 総合支庁，関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システムへの情報は，防災行政無線ファクシミリにより一斉に，関係市，消防本部，総合支庁に自動配信。庁内関係各課には電話，メールにて連絡。
山形市	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報の場合は，Jアラートによる自動起動により緊急速報メールの配信 ・防災情報メールマガジン（事前登録制のメール配信サービス）による配信 ・マスコミを通じた情報提供 ・蔵王温泉地区町内会長，自主防災会長への電話連絡 ・蔵王温泉観光協会への電話連絡 <p>⇒屋外スピーカーによる放送，宿泊施設等事業者への電話，ファクシミリ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道事業者への電話連絡 <p>⇒ロープウェイ等に設置のスピーカーからの呼びかけ</p>
上山市	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難指示」等の緊急速報メールの配信。（噴火警報（入山危険及び居住地域厳重警戒）の場合は，Jアラートの自動起動により緊急速報メールの配信）

情報発信元	情報発信先	情報伝達手段等
上山市	住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設等事業者へのファクシミリ送信または電話連絡 ・ 広報車による広報 ・ 市ホームページを活用した情報発信

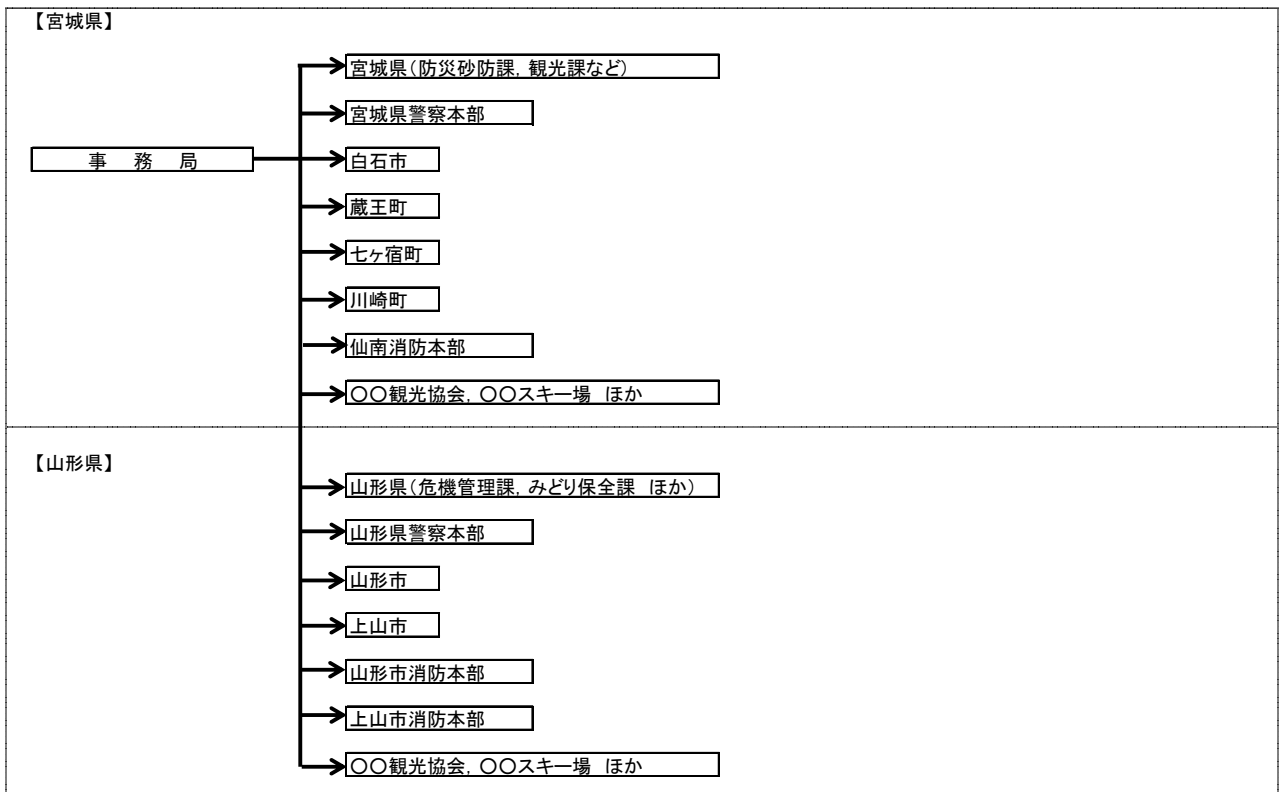
(2) 噴火警報発表に係る補完的な伝達方法

上記(1)のほか、防災対応を行う主な防災機関については、以下の系統に基づき、事務局から、別添「緊急連絡先一覧」に記載の防災担当者等へメールにて直接の噴火警報の発表の情報通知を行う。

【メール送信内容のイメージ】

<p>題名：火山名 蔵王山 噴火警報（火口周辺危険）</p> <p>平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分 仙台管区气象台</p> <p>火山名 蔵王山 噴火警報（火口周辺） 〈蔵王山に火口周辺警報を発表〉</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>題名：火山名 蔵王山 噴火警報（居住地域嚴重警戒）</p> <p>平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分 仙台管区气象台</p> <p>火山名 蔵王山 噴火警報（居住地域） 〈蔵王山に噴火警報を発表〉</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--	--

【補完的な伝達ルートイメージ】



2 噴火警報発表時の対応に係る情報提供等

噴火警報が発表された場合、Ⅱ、Ⅲで定める入山規制等の「蔵王山火山防災対策について（暫定）」に基づき実施されるが、当該対策の実施状況については、以下のとおり対応状況のとりまとめ等を行う。

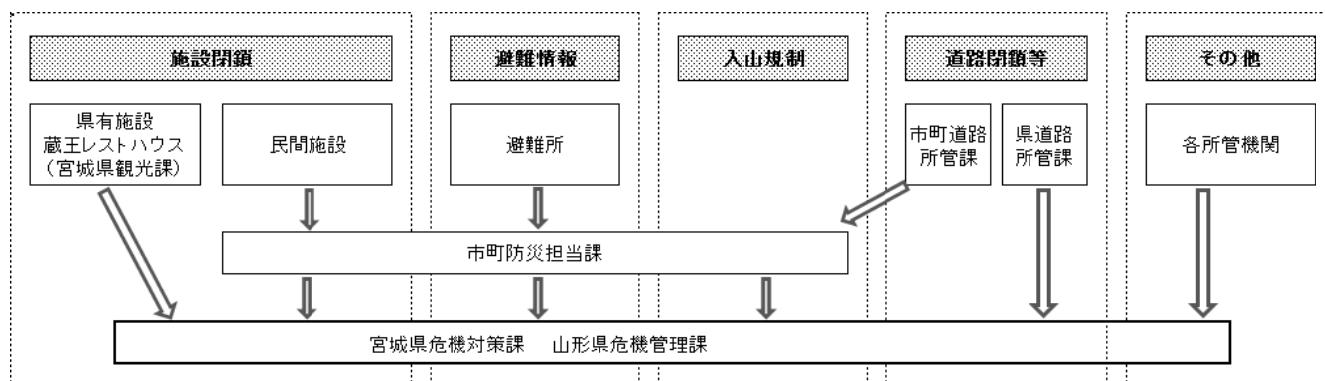
(1) 防災対応状況の報告について

各機関は、蔵王山において噴火警報が発表されたことを覚知したときは、原則として、覚知後1時間以内で可能な限り早く、分かる範囲で、それぞれの防災対応状況についてとりまとめた結果の第一報を宮城県危機対策課又は山形県危機管理課（市防災担当課は村山総合支庁を經由：以下同じ）へ巻末資料「別紙様式 蔵王山噴火警報に係る対応状況報告」にて報告する。

また、第一報以後の報告期限等については、宮城県危機対策課又は山形県危機管理課からファクシミリ等により各機関へ連絡し、各機関は、それぞれの防災対応状況についてとりまとめた結果を、宮城県危機対策課又は山形県危機管理課へ巻末資料「別紙様式 蔵王山噴火警報に係る対応状況報告」により報告する。なお、報告に際しては、前回報告からの変更箇所を下線を引いて報告するものとする。

なお、宮城県側の市町については、「市町村被害状況報告要領」に基づき、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）への入力も行うこととする。

【防災対応状況の報告ルート】



(2) 防災対応状況のとりまとめについて

宮城県危機対策課と山形県危機管理課は、(1)により報告された内容について、お互いに情報を共有し実施状況に関する資料をとりまとめ、それぞれ、県ホームページへの掲載、記者クラブへの投げ込みを行う。

II エコーライン開通期の対策について

1 噴火警報（火口周辺危険）発表時の対応

警戒事象：噴火による影響が、火口の縁から概ね半径1.2kmを越えない噴火の発生、あるいはその可能性がある場合

警戒範囲：大きな噴石・火砕サージ 想定火口域の縁から概ね1.2kmの範囲内

想定される防災対応：噴石・火砕サージ予想到達範囲の立入規制

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（火口周辺危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは蔵王レストハウスです。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（火口周辺危険）」が発表されました。</p> <p>すみやかに近く of 建物に避難してください。</p> <p>自分の身を守る行動をとってください。</p> <p>落ち着いて行動してください。</p> <p>(※ 数回繰り返す)</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 <p>(=警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p>	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（火口周辺危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>(刈田リフト ヤマコーリゾート(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 <p>(=警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p>

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蔵王レストハウス（県有） ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 <ul style="list-style-type: none"> ⑤刈田嶺神社（民有） ⑥こまくさ平売店（民有） ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ⑯すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株）
対応策	<p>○蔵王レストハウス</p> <p>対応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店/軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社/売店/軽食/レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○刈田リフト</p> <p>対応者：ヤマコーリゾート株</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト従業員は、各リフト乗り場からの乗席を停止し、観光客・屋外の観光客・登山客に乗降場の放送設備及び器具にて避難をよびかける。また、リフト乗客については降車毎に下山を呼びかけ、最終乗客が降りるのを確認後、運転を停止する。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な爆発等の場合を除き、受入れは不可能。出来る限り早く下山するよう呼びかける。 ・管理会社は、警察・消防・県などの関係機関に連絡調整を行う。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフトに乗席している観光客がいないのを確認し、また施設内に残っている観光客・登山者

庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため)
- ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。
- ・避難客が概ね退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。
- ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

○蔵王ハイライン料金所

対応者：宮城交通(株)営業推進課(料金所従業員)

【避難誘導】

- ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため)

【避難者受入】(避難誘導後)

- ・なし

【施設閉鎖】

- ・原則として施錠しない。(山に残っている登山客がいる可能性があるため)
- ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

○刈田嶺神社

対応者：刈田嶺神社(宮司, 売店従業員)

【避難誘導】

- ・宮司は、屋外の観光客・登山客にレストハウス内への避難を呼びかける。
- ・管理者も、最後に残った観光客・登山客とともにレストハウス内に避難する。

【避難者受入】(避難誘導後)

- ・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット、マスク、飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため)
- ・宮司も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。
- ・避難客が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。
- ・刈田嶺神社閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

○こまくさ平売店

対応者：相沢呉服店(売店従業員)

【避難誘導】

がない事を確認後、施設を閉鎖し順次下山する。

<ul style="list-style-type: none"> ・売店従業員は、屋外の観光客・登山客に避難を呼びかける。 ・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。 ・車で避難できない状況の場合は、店内へ避難させる。 ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。 ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・売店閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整） <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有形態や施錠の有無に関わらず、閉鎖する。通信手段のない小屋がほとんどであるため、携帯電話が受信できるエリアはLアラートにより周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 	
---	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・澄川ゲート</p> <p>◆町道（七ヶ宿町）</p> <p>不忘舟引線・・・町道硯石線交点</p> <p>吉沼線・・・長老 123 番地 1 先</p> <p>不忘線・・・長老 174 番地 40 先</p> <p>硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km 宮城県側</p>
対応策	<p>◆県道</p> <p>対応者：県大河原土木事務所</p> <p>・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方</p>	<p>◆県道</p> <p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <p>・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方</p>

【エコーライン開通期の対策 火口周辺危険】

<p>法で実施。（維持管理業者による閉鎖）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。（＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） <p>※ゲート位置には転回場所あり</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	<p>法で実施。（維持管理業者による閉鎖）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。（＝県消防防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） <p>※ゲート位置には転回場所あり</p>
---	---

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとおり	巻末資料「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起の看板を設置。 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。

(4) 登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大黒天登山口（大黒天～刈田岳） ②賽の磧登山口（かもしか温泉跡～追分） ③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ 〃 〃 （石子～後烏帽子岳） ⑤ 〃 〃 （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ 〃 〃 （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ⑧紅葉台(青根)登山口（名号峰～熊野岳） ⑨ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ⑩笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ⑪坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ⑫笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰） <p>◆白石市</p>	<p>◆県管理</p> <p>中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <p>蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅・地藏山頂駅）</p> <p>蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅）</p> <p>蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）</p> <p>夏山リフト（ユートピア） （蔵王温泉地区 ー登山口ー）</p> <p>ユートピアグレンデ登山口</p> <p>祓川コース登山口</p> <p>中央高原北側入口 （宝沢地区 ー登山口ー）</p> <p>上宝沢登山口</p>

【エコーライン開通期の対策 火口周辺危険】

	<p>⑬白石スキー場（ジャンボリーコース）</p> <p>⑭〃 〃 （水引入道コース）</p> <p>⑮〃 〃 （不忘山コース）</p> <p>⑯神嶺林道入口（ジャンボリーコース）</p> <p>⑰南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p> <p>◆七ヶ宿町</p> <p>⑱南蔵王（不忘山）登山口（硯石）</p>	<p>蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山ロー）</p> <p>笹谷峠登山口</p> <p>関沢登山口</p> <p>新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水）</p> <p>御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）</p>
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <p>・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。</p>	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <p>・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。</p>

（５）施設等への避難準備情報の発令

	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大 45 名）	なし
対応策	<p>対応者：川崎町</p> <p>・対象者に対する避難準備情報の発令</p> <p>・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達， Lアラート（緊急速報メール）</p> <p>・避難所の開設：前川小学校旧青根分校</p>	なし

2 噴火警報（入山危険）発表時の対応

警戒事象：噴火が発生した場合に大きな噴石、火砕流、御釜由来の泥流、融雪型火山泥流が火口の縁から概ね1.2kmを超えて到達する可能性がある場合

警戒範囲：大きな噴石 御釜中心から概ね3.5km以内で警戒

火砕流・火砕サージ 御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域で警戒

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（入山危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは蔵王レストハウスです。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（入山警報）」が発表されました。</p> <p>すみやかに近く建物に避難してください。</p> <p>自分の身を守る行動をとってください。</p> <p>落ち着いて行動してください。</p> <p>(※ 数回繰り返す)</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 <p>(=警報発表後、警戒範囲内に残り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p>	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（入山危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>(刈田リフト ヤマコーリゾート(株))</p> <p>(蔵王ライザワールド ヤマコーリゾート(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 <p>(=警報発表後、警戒範囲内に残り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p>

		する。)
--	--	------

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <p>①蔵王レストハウス（県有） ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株）</p> <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他 ⑤刈田嶺神社（民有） ⑥こまくさ平売店（民有） ※駒草平 ⑦蔵王寺（民有） ※賽ノ碓</p> <p>○避難小屋・山小屋 ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり）</p> <p>○スキー場 ⑯すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖</p> <p>※火砕流発生の可能性がある場合の施設閉鎖 箇所等については別途記載</p>	<p>◆山形市</p> <p>○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有）</p> <p>○索道事業者施設 ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ・夏山リフト（ユートピア）</p> <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋 ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし）</p> <p>○索道事業者施設 ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株）</p> <p>○スキー場 ・蔵王ライザワールド （民有/ヤマコーリゾート株）※夏季閉鎖</p>
対応策	<p>○蔵王レストハウス 対応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】 ・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店/軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後） ・管理会社/売店/軽食/レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障害</p>	<p>○蔵王山神社避難小屋、コーボルトヒュッテ 対応者：なし ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。</p> <p>○山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観</p>

<p>者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため) ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整) <p>○蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通(株)営業推進課(料金所従業員)</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため) <p>【避難者受入】(避難誘導後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として施錠しない。(山に残っている登山客がいる可能性があるため) ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整) <p>○刈田嶺神社 対応者：刈田嶺神社(宮司、売店従業員)</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮司は、屋外の観光客・登山客にレストハウス内への避難を呼びかける。 ・管理者も、最後に残った観光客・登山客とともにレストハウス内に避難する。 <p>【避難者受入】(避難誘導後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット、マスク、飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため) ・宮司も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施 	<p>光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線、夏山リフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、その後施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則閉鎖するが、登山客の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト 対応者：ヤマコーリゾート(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場の放送設備、器具等から警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、リフト乗客については降席毎に下山を呼びかけ、最終乗客が降りるのを確認後、運転を停止し、施設を閉鎖する。 <p>○蔵王ライザワールド ライザエクスプレス、ライザペアⅡ 対応者：ヤマコーリゾート(株)</p> <p>※夏季閉鎖</p>
--	--

- 錠しない。
- ・刈田嶺神社閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

〇こまくさ平売店

対応者：相沢呉服店（売店従業員）

【避難誘導】

- ・売店従業員は、屋外の観光客・登山客に避難を呼びかける。
- ・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。
- ・車で避難できない状況の場合は、店内へ避難させ外に出ないよう呼びかける。
- ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。

【避難者受入】（避難誘導後）

- ・従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。
- ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。
- ・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食料や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。
- ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。
- ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施設錠しない。
- ・売店閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

〇蔵王寺

対応者：蔵王寺 住職

【避難誘導】

- ・住職は、屋外の参拝客に避難を呼びかける。
- ・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。
- ・車で避難できない状況の場合は、建物内へ避難させ、外に出ないよう呼びかける。
- ・住職も、最後に残った参拝客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。

【避難者受入】（避難誘導後）

- ・住職は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。
- ・住職は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難者を順次下山させる。
- ・住職も、最後に残った参拝客とともに順次下山する。

<p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○避難小屋・山小屋 対応者：なし</p> <p>・所有形態や施錠の有無にかかわらず、原則として閉鎖する。なお、登山客の安全確保のため、施錠は行わない。 ただし、民間所有の山小屋等については、所在市町が管理責任者に対し、警報内容の周知を行う。 また、携帯電話が受信できるエリアはLアラートにより周知するとともに、県防災ヘリコプターによる上空からの広報を行う。</p> <p>○すみかわスノーパーク 夏季閉鎖中のため対応なし</p>	
--	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対 象	<p>◆県道 白石上山線・・・除雪基地ゲート（既設）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km宮城県側</p> <p>◆市道（山形市） 市道蔵王ドッコ沼線・・・蔵王ライン入口</p>
対 応 策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <p>・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖）</p> <p>・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p> <p>・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <p>・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖）</p> <p>・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （＝県消防防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p> <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <p>・蔵王ライン入口からの入口をバリケード等で</p>

		閉鎖
--	--	----

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとおり	巻末資料「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	対応者：県大河原土木事務所 ・警報発表に係る注意喚起の看板を設置。	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。

(4) 登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <p>③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ “ ” （石子～後烏帽子岳） ⑤ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ “ ” （七日原～後烏帽子岳）</p> <p>◆川崎町</p> <p>⑦峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ⑧紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳） ⑨ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ⑩笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ⑪坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ⑫笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰）</p> <p>◆白石市</p> <p>⑬白石スキー場（ジャンボリーコース） ⑭ “ ” （水引入道コース） ⑮ “ ” （不忘山コース） ⑯神嶺林道入口（ジャンボリーコース） ⑰南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p> <p>◆七ヶ宿町</p> <p>⑱南蔵王（不忘山）登山口（硯石）</p>	<p>◆県</p> <p>中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー） 蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） （蔵王温泉地区 ー登山ロー） 祓川コース登山口 中央高原北側入口 （宝沢地区 ー登山ロー） 上宝沢登山口 蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山ロー） 笹谷峠登山口 関沢登山口 新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水） 御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）</p>
対応策	対応者：登山口所在市町 ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。	対応者：登山口所在市、索道事業者 ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。

(5) 観光客等避難対策

対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客
対応策	対応者：市町 ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田地区公民館 セツ宿町：必要に応じて避難所の開設	対応者：市 ・避難所の開設 山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上市市：ZAOたいらぐら ※状況に応じて体育文化センター ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）

(6) 施設等への避難勧告・指示の発令（火砕流・火砕サージが発生する可能性に限る）

	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大 45 名）	なし
対応策	対応者：川崎町 ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 ・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。 ・避難経路 【避難経路 1】 民間観光施設～蔵王エコーライン～国道 4 5 7 号（青根温泉経由）～前川小学校旧青根分校 （前川小学校旧青根分校～国道 4 5 7 号～国道 2 8 6 号～山村開発センター又は公民館など） 【避難経路 2】 民間観光施設～蔵王エコーライン～国道 4 5 7 号（遠刈田温泉経由）～県道 4 7 号～山村開発センター又は公民館など ・避難用車両について 施設所有車（10人乗ワゴン車1台） 施設利用者の車両（自家用車）	なし

	川崎町役場バス（定員27名，35名，役場から片道40分程度）又はバス事業者への輸送依頼	
--	---	--

3 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時の「御釜由来の泥流」への対応

警戒事象：噴火が発生した場合に御釜由来の泥流が居住地域に到達する可能性がある場合

警戒範囲：御釜由来の泥流〔濁川，松川地域の一部の居住地域〕及び入山危険の警戒範囲

◇山形県側は「御釜由来の泥流」は発生しないため，噴火警報（入山危険）の対応を実施する。

(1) 観光客，登山客，施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（居住地域嚴重警戒）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>◆対応者：蔵王レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により，観光客・登山客に避難を呼びかける。 <p>(例)</p> <p>こちらは蔵王レストハウスです。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（居住地域嚴重警戒）」が発表されました。</p> <p>すみやかに近く of 建物に避難してください。</p> <p>自分の身を守る行動をとってください。</p> <p>落ち着いて行動してください。</p> <p>(※ 数回繰り返す)</p> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 <p>(=警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山客，観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（居住地域嚴重警戒）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)，蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>(刈田リフト ヤマコーリゾート(株))</p> <p>(蔵王ライザワールド ヤマコーリゾート(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 <p>(=警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山客，観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p>

知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	する。）
--------------------------------------	------

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <p>①蔵王レストハウス（県有）</p> <p>②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし）</p> <p>③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株）</p> <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <p>⑤刈田嶺神社（民有）</p> <p>⑥こまくさ平売店（民有） ※駒草平</p> <p>⑦蔵王寺（民有） ※賽ノ碓</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <p>⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし）</p> <p>⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし）</p> <p>⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし）</p> <p>⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし）</p> <p>⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり）</p> <p>⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり）</p> <p>⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり）</p> <p>⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり）</p> <p>○スキー場</p> <p>⑯すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖</p>	<p>◆山形市</p> <p>○レストハウス等</p> <p>・蔵王山神社避難小屋（民有）</p> <p>・コーボルトヒュッテ（民有）</p> <p>・山形大学蔵王山寮（民有）</p> <p>○索道事業者施設</p> <p>・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設</p> <p>・夏山リフト（ユートピア）</p> <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <p>・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし）</p> <p>○索道事業者施設</p> <p>・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株）</p> <p>○スキー場</p> <p>・蔵王ライザワールド （民有/ヤマコーリゾート株）※夏季閉鎖</p>
対応策	<p>○蔵王レストハウス</p> <p>対応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店/軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・管理会社/売店/軽食/レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の</p>	<p>○蔵王山神社避難小屋、コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <p>・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。</p> <p>○山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・噴火発生時は、利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として錠しない。</p> <p>○蔵王ロープウェイ山頂線、夏山リフト</p>

【エコーライン開通期の対策 居住地域嚴重警戒】

状況等を必要に応じて伝える。

- ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため)
- ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。
- ・避難客が概ね退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。
- ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

○蔵王ハイライン料金所

対応者：宮城交通(株)営業推進課(料金所従業員)

【避難誘導】

- ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため)

【避難者受入】(避難誘導後)

- ・なし

【施設閉鎖】

- ・原則として施錠しない。(山に残っている登山客がいる可能性があるため)
- ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

○刈田嶺神社

対応者：刈田嶺神社(宮司, 売店従業員)

【避難誘導】

- ・宮司は、屋外の観光客・登山客にレストハウス内への避難を呼びかける。
- ・管理者も、最後に残った観光客・登山客とともにレストハウス内に避難する。

【避難者受入】(避難誘導後)

- ・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット、マスク、飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。(大黒天/駒草平は火口に近いため)
- ・宮司も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。
- ・避難客が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。
- ・刈田嶺神社閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。(閉鎖日時は要調整)

○こまくさ平売店

対応者：蔵王ロープウェイ(株)

- ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、その後施設を閉鎖する。

【避難誘導】

- ・噴火発生時は、利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。

【避難者受入】

- ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。
- ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。

【施設閉鎖】

- ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。
- ・利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。

○御田ノ神避難小屋

対応者：なし

- ・原則閉鎖するが、登山客の安全確保のため現状のまま施錠しない。

○刈田リフト

対応者：ヤマコーリゾート(株)

- ・リフト乗降場の放送設備、器具等から警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、リフト乗客については降席毎に下山を呼びかけ、最終乗客が降りるのを確認後、運転を停止し、施設を閉鎖する。

○蔵王ライザワールド

ライザエクスプレス, ライザペアⅡ

対応者：ヤマコーリゾート(株)

※夏季閉鎖

対応者：相沢呉服店（売店従業員）

【避難誘導】

- ・売店従業員は、屋外の観光客・登山客に避難を呼びかける。
- ・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。
- ・車で避難できない状況の場合は、店内へ避難させる。
- ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。

【避難者受入】（避難誘導後）

- ・従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。
- ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。
- ・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食料や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。
- ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。
- ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。
- ・売店閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）

○蔵王寺

対応者：蔵王寺 住職

【避難誘導】

- ・住職は、屋外の参拝客に避難を呼びかける。
- ・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。
- ・車で避難できない状況の場合は、建物内へ避難させ、外に出ないよう呼びかける。
- ・住職も、最後に残った参拝客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。

【避難者受入】（避難誘導後）

- ・住職は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。
- ・住職は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救援救助の状況等を必要に応じて伝える。

【施設閉鎖】

- ・救助機関の指示の下、避難者を順次下山させる。
- ・住職も、最後に残った参拝客とともに順次下山する。
- ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。

<p>○避難小屋・山小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有形態や施錠の有無にかかわらず、原則として閉鎖する。なお、登山客の安全確保のため、施錠は行わない。 <p>ただし、民間所有の山小屋等については、所在市町が管理責任者に対し、警報内容の周知を行う。</p> <p>また、携帯電話が受信できるエリアはLアラートにより周知するとともに、県防災ヘリコプターによる上空からの広報を行う。</p> <p>○すみかわスノーパーク 夏季閉鎖中のため対応なし</p>	
--	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・除雪基地ゲート 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁）</p> <p>457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水）</p> <p>457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）分岐点～ 北山中央線（町道）分岐点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約3,680m区間 （蔵王川崎線（県道）分岐点～ 堀内棚村線（町道）分岐点） 蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間 （岩沼蔵王線（県道）分岐点～ 宮曲竹線（町道）分岐点） 岩沼蔵王線（県道）</p>	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km宮城県側</p> <p>◆市道（山形市）</p> <p>蔵王ドッコ沼線・・・蔵王ライン入口</p>

	<p>蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約 1,220m 区間 (白石上山線 (県道) 分岐点～ 4号 (国道) 分岐点)</p> <p>◆町道 (蔵王町) 町道通行止対象路線一覧 (御釜由来の泥流) に記載の路線</p> <p>◆町道 (七ヶ宿町) 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難勧告等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。(維持管理業者による閉鎖。) ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。 <p>◆町道 (蔵王町) 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置 (避難所への避難確認後) <p>◆町道 (七ヶ宿町) 対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。(維持管理業者による閉鎖) ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 (=県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) <p>◆市道 (山形市) 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライン入口からの入口をバリケード等で閉鎖

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
<p>対象</p>	<p>巻末資料「注意喚起看板設置箇所 (宮城県)」, 「注意喚起看板設置箇所概要図 (蔵王町)」のとお</p>	<p>巻末資料「施設等位置図 (山形県)」のとお</p>
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。

<p>◆町道（蔵王町）</p> <p>対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	
--	--

(4) 登山口等における規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ " " （石子～後烏帽子岳） ⑤ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦峯々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ⑧紅葉台(青根)登山口（名号峰～熊野岳） ⑨ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ⑩笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ⑪坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ⑫笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬白石スキー場（ジャンボリーコース） ⑭ " " （水引入道コース） ⑮ " " （不忘山コース） ⑯神嶺林道入口（ジャンボリーコース） ⑰南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） <p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑱南蔵王(不忘山)登山口（硯石） 	<p>◆県</p> <ul style="list-style-type: none"> 中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王温泉地区 ー索道ー） 蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） （蔵王温泉地区 ー登山口ー） 祓川コース登山口 中央高原北側入口 （宝沢地区 ー登山口ー） 上宝沢登山口 蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山口ー） 笹谷峠登山口 関沢登山口 新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> 南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水） 御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。

(5) 観光客等避難対策

	宮城県	山形県
対象	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客</p>	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客</p>
対応	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設

【エコーライン開通期の対策 居住地域嚴重警戒】

策	蔵王町：遠刈田地区公民館 セツ宿町：必要に応じて避難所の開設	山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※状況に応じて体育文化センター ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
---	-----------------------------------	--

(6) 住民等への避難勧告・指示の発令

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 小妻坂，永野西，八室各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員。</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大 45 名）</p>	なし
対応策	<p>対応者：町</p> <p>・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，Lアラート（緊急速報メール）</p> <p>・避難所の開設 蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮地区指定避難所 川崎町：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	なし

Ⅲ エコーライン閉鎖期の対策について

1 噴火警報（火口周辺危険）発表時の対応

警戒事象：噴火による影響が、火口の縁から概ね半径1.2kmを越えない噴火の発生、あるいはその可能性がある場合

警戒範囲：大きな噴石・火砕サージ 想定火口域の縁から概ね1.2kmの範囲内

想定される防災対応：噴石・火砕サージ予想到達範囲の立入規制

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（火口周辺危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（火口周辺危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発㈱、蔵王ロープウェイ㈱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増

加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話のＬアラート、県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。

・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避難を呼びかける。

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 <ul style="list-style-type: none"> ⑤刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ⑥こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ⑯すみかわスノーパーク（民有） 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株） ※冬季閉鎖
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わないが、民間所有の山小屋等については、管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 <p>○すみかわスノーパーク 対応者：株せいる（管理会社、スキー場従業員） 【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山客に、放送設備を使用または直接、すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに、スキー場従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確認しながらゲレンデハウスまで下山するよう 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○刈田リフト 対応者：ヤマコーリゾート株</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖のため対応なし

	<p>伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救援救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	
--	--	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・澄川ゲート（既設）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町）</p> <p>不忘舟引線・・・町道硯石線交点</p> <p>吉沼線・・・長老 123 番地 1 先</p> <p>不忘線・・・長老 174 番地 40 先</p> <p>硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p>
対応策	<p>◆県道</p> <p>対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 <p>（＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p>	<p>◆県道</p> <p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み

	<p>◆町道</p> <p>対応者：七ヶ宿町建設課</p> <p>・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	
--	---	--

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとお	巻末資料「施設等位置図（山形県）」のとお
対応策	<p>対応者：県大河原土木事務所</p> <p>・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <p>・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。</p>

(4) 登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <p>③えぼしスキー場（倉石～股窪）</p> <p>④ “ ” （石子～後烏帽子岳）</p> <p>⑤ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳）</p> <p>⑥ “ ” （七日原～後烏帽子岳）</p> <p>◆川崎町</p> <p>⑦峯々温泉登山口（名号峰～熊野岳）</p> <p>◆白石市</p> <p>⑬白石スキー場（ジャンボリーコース）</p> <p>⑭ “ ” （水引入道コース）</p> <p>⑮ “ ” （不忘山コース）</p> <p>⑯南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>◆県管理</p> <p>中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <p>蔵王ロープウェイ （山麓駅・樹氷高原駅・地藏山頂駅）</p> <p>蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅）</p> <p>蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）</p> <p>その他、各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタングレンド ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ <p>（宝沢地区 ー登山ロー）</p> <p>上宝沢登山口</p> <p>蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山ロー）</p> <p>笹谷峠登山口</p> <p>関沢登山口</p>

【エコーライン閉鎖期の対策 火口周辺危険】

		<p>新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水）</p> <p>蔵王ライザワールド（ライザペアⅡ乗場）</p>
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 <p>※蔵王温泉スキー場・蔵王ライザワールドスキー場各ゲレンデ，コースは規制区域対象外であることから，閉鎖は行わない。</p>

(5) 施設等への避難準備情報の発令

	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大 45 名）	なし
対応策	<p>対応者：川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難準備情報の発令 ・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達， Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設：前川小学校旧青根分校 	なし

2 噴火警報（入山危険）発表時の対応

警戒事象：噴火が発生した場合に大きな噴石、火砕流、御釜由来の泥流、融雪型火山泥流が火口の縁から概ね1.2kmを超えて到達する可能性がある場合

警戒範囲：大きな噴石 御釜中心から概ね3.5km以内で警戒

火砕流・火砕サージ 御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域で警戒

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（入山危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（入山危険）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>（蔵王ライザワールド ヤマコーリゾート(株)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなる
が、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増
加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話
のＬアラート、県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。

・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避
難を呼びかける。

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対 象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通㈱） ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 <ul style="list-style-type: none"> ⑤刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ⑥こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ⑦蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ⑯すみかわスノーパーク（民有） <p>※火砕流発生の可能性がある場合の施設閉鎖 箇所等については別途記載</p>	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） ○索道事業者施設 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） ○索道事業者施設 <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート㈱） ※冬季閉鎖 ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド （民有/ヤマコーリゾート㈱）
対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わ ない。 ・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所 有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業 は行わないが、民間所有の山小屋等については、 管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 ・残る一部の施設（別荘等）については、管理責任 者に対し、警報内容の周知を行い、閉鎖を要請す る。 <p>○すみかわスノーパーク 対応者：㈱せいる（管理会社，スキー場従業員） 【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山客に、 放送設備を使用または直接、すみかわレストハ ウスへ避難するよう呼びかけるとともに、スキ 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。</p> <p>○山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学 【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最 後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼び かける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観

<p>一場従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確認しながらすみかわレストハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	<p>光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線、ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)、蔵王観光開発(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。 ②噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則閉鎖するが、登山客の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：ヤマコーリゾート(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※ライザレストランが一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
---	---

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対	◆県道	◆県道

【エコーライン閉鎖期の対策 入山危険】

象	白石上山線・・・除雪基地ゲート（既設） ◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート ◆市道（山形市） 市道蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可
対応策	◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ◆町道 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。	◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとおり	巻末資料「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	対応者：県大河原土木事務所 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。

（４）登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	◆蔵王町 ③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ “ ” （石子～後烏帽子岳） ⑤ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ “ ” （七日原～後烏帽子岳） ◆川崎町 ⑦ 峯々温泉登山口（名号峰～熊野岳）	◆県 中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） ◆山形市 （蔵王温泉地区 一索道一） 蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹木高原駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）

	<p>◆白石市</p> <p>⑬白石スキー場（ジャンボリーコース）</p> <p>⑭〃 〃 （水引入道コース）</p> <p>⑮〃 〃 （不忘山コース）</p> <p>⑯南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>その他，各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース <p>（宝沢地区 ー登山ロー）</p> <p>上宝沢登山口</p> <p>蔵王ダムゲート登山口</p> <p>（関沢地区 ー登山ロー）</p> <p>笹谷峠登山口</p> <p>関沢登山口</p> <p>新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水）</p> <p>蔵王ライザワールド（ライザペアⅡ乗場）</p>
<p>対応策</p>	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。

（５）観光客避難対策

	宮城県	山形県
<p>対象</p>	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客</p>	<p>ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客</p>
<p>対応策</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館</p> <p>七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。 ・噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。

【エコーライン閉鎖期の対策 入山危険】

		<ul style="list-style-type: none"> ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※一時避難場所として「ライザレストラン」 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
--	--	--

(6) 施設等への避難勧告・指示の発令（火砕流が発生する可能性がある場合に限る）

	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大 45 名）	なし
対応策	<p>対応者：川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 ・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。 ・避難経路について 【避難経路 1】 民間観光施設～蔵王エコーライン～国道 4 5 7 号（青根温泉経由）～前川小学校旧青根分校（前川小学校旧青根分校～国道 4 5 7 号～国道 2 8 6 号～山村開発センター又は公民館など） 【避難経路 2】 民間観光施設～蔵王エコーライン～国道 4 5 7 号（遠刈田温泉経由）～県道 4 7 号～山村開発センター又は公民館など ・避難用車両について 施設所有車（10人乗ワゴン車1台） 施設利用者の車両（自家用車） 川崎町役場バス（定員27名，35名，役場から片道40分程度）又はバス事業者への輸送依頼 	なし

3 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表で「御釜由来の泥流」への対応

警戒事象：噴火が発生した場合に御釜由来の泥流が居住地域に到達する可能性がある場合

警戒範囲：御釜由来の泥流〔濁川、松川地域の一部の居住地域〕及び入山危険の警戒範囲

◇山形県側は「御釜由来の泥流」は発生しないため、噴火警報（入山危険）の対応を実施する。

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（居住地域嚴重警戒）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（居住地域嚴重警戒）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>(蔵王ライザワールド ヤマコーリゾート(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増

加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話のＬアラート、県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。

・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避難を呼びかける。

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 ⑤刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ⑥こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ⑦蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 ○避難小屋・山小屋 ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） ○スキー場 ⑯すみかわスノーパーク（民有） 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） ○索道事業者施設 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） ○索道事業者施設 <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株） ※冬季閉鎖 ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド （民有/ヤマコーリゾート株）
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わないが、民間所有の山小屋等については、管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 <p>○すみかわスノーパーク 対応者：株せいる（管理会社，スキー場従業員） 【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山客に、放送設備を使用または直接、すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに、スキー場従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。</p> <p>○山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学 【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として

【エコライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

<p>認しながらゲレンデハウスまで下山するよう伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食/レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	<p>施錠しない。</p> <p>○蔵王ロープウェイ山頂線、ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)、蔵王観光開発(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則閉鎖するが、登山客の安全確保のため現状のまま施錠なしとする。 <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：ヤマコーリゾート(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
--	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・除雪基地ゲート 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁）</p> <p>457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道）</p>	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆市道（山形市）</p> <p>蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可</p>

	<p>蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間, 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線 (県道) 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道 (冠水) 4 5 7 号 (国道) 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約 4, 450m 区間 (青根蔵王線 (県道) 分岐点～ 北山中央線 (町道) 分岐点) 白石上山線 (県道) 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約 3, 680m 区間 (蔵王川崎線 (県道) 分岐点～ 堀内棚村線 (町道) 分岐点) 蔵王町円田地内～曲竹地内 約 1, 250m 区間 (岩沼蔵王線 (県道) 分岐点～ 宮曲竹線 (町道) 分岐点) 蔵王町曲竹字上原田地内～曲竹字川原田地内 約 1, 550m 区間 (下別当 1 号線 (町道) 分岐点～ 山田沢線 (町道) 分岐点) 岩沼蔵王線 (県道) 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約 1, 220m 区間 (白石上山線 (県道) 分岐点～ 4 号 (国道) 分岐点)</p> <p>◆町道 (蔵王町) 町道通行止対象路線一覧 (御釜由来の泥流) に 記載の路線</p> <p>町道 (七ヶ宿町) 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
<p>対 応 策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。(維持管理業者による閉鎖。) ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後） <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	
--	---	--

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」，「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおりに	巻末資料「施設等位置図（山形県）」のとおりに
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。

(4) 登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ " " （石子～後烏帽子岳） ⑤ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦峯々温泉登山口（名号峰～熊野岳） 	<p>◆県</p> <ul style="list-style-type: none"> 中丸山登山口 (仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂) <p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> (蔵王温泉地区 ー索道ー) 蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹木高原駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

	<p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬白石スキー場（ジャンボリーコース） ⑭〃〃（水引入道コース） ⑮〃〃（不忘山コース） ⑯南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） 	<p>その他、各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース <p>（宝沢地区 ー登山ロー）</p> <p>上宝沢登山口</p> <p>蔵王ダムゲート登山口</p> <p>（関沢地区 ー登山ロー）</p> <p>笹谷峠登山口</p> <p>関沢登山口</p> <p>新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水）</p> <p>蔵王ライザワールド（ライザペアⅡ乗場）</p>
<p>対応策</p>	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。

（５）観光客避難対策

	宮城県	山形県
<p>対象</p>	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客</p>	<p>ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客</p>
<p>対応策</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館</p> <p>七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は、施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。 ・噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市・上山市に連絡する。

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

		<p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※一時避難場所として「ライザレストラン」 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
--	--	--

(6) 住民等への避難勧告・指示の発令

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 小妻坂，永野西，八室各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大 45 名）</p>	なし
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮地区指定避難所 川崎町：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。 	なし

4 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表で「融雪型火山泥流（水蒸気噴火）」への対応

警戒事象：噴火が発生した場合に融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性がある場合

警戒範囲：融雪型火山泥流〔蔵王川，濁川，澄川，松川，横川，須川地域の一部の居住地域〕及び入山危険の警戒範囲

※ エコーライン開通期であっても，積雪がある状況で水蒸気噴火が発生した場合は，融雪型火山泥流の可能性のあることから，その際は，エコーライン閉鎖期の対策の「4 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表で融雪型火山泥流（水蒸気噴火）への対応」を行うこととする。

(1) 観光客，登山客，施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山客，観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 ・融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等へ連絡 ・融雪型火山泥流の避難区域に広報車を巡回 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)，蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>(蔵王ライザワールド ヤマコーリゾート(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知

		<p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に残り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
--	--	--

・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話のＬアラート、県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。

・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避難を呼びかける。

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 ⑤刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ⑥こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ⑦蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 ○避難小屋・山小屋 ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） ○索道事業者施設 ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設 ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース ○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難小屋・山小屋 ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） ○索道事業者施設 ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株） ※冬季閉鎖 ○スキー場

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

	<p>○スキー場</p> <p>⑩すみかわスノーパーク（民有）</p>	<p>・蔵王ライザワールド （民有/ヤマコーリゾート株）</p>
<p>対応策</p>	<p>・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わないが、民間所有の山小屋等については、管理責任者に対し警報内容の周知を行う。</p> <p>○すみかわスノーパーク 対応者：株せいる（管理会社、スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山客に、放送設備を使用または直接、すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに、スキー場従業員は、客へ落ちていて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確認しながらゲレンデハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ株，蔵王観光開発株</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等 対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内放送で警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 ・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

		<p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則閉鎖するが、登山客の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：ヤマコーリゾート(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
--	--	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <ul style="list-style-type: none"> 白石上山線（県道）・・・除雪基地ゲート 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート <p>◆県道（橋梁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間 <p>◆県道（冠水）</p> <ul style="list-style-type: none"> 457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根温泉湯本バス停～ 北山中央線（町道）分岐点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 	<p>◆県道</p> <ul style="list-style-type: none"> 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート <p>◆県道（橋梁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形永野線 上山市蔵王地内 南蔵王橋前後区間 白石上山線 上山市蔵王地内 高原橋前後区間、 上山市高野地内 永野橋前後区間 （但し、永野橋前後区間の規制は、道路冠水 区間に含まれる。） 上山蔵王公園線 上山市高野～権現堂地内 権現堂橋前後区間 <p>◆県道（冠水）</p> <ul style="list-style-type: none"> 白石上山線 上山市高野地内 約500m区間 （永野川原線（市道）交差点～ 上山蔵王公園線（県道）交差点） 蔵王成沢長谷堂線 山形市蔵王成沢地内 睦合橋前後約500m区間

<p>約 3,680m 区間 (蔵王川崎線 (県道) 分岐点～ 堀内棚村線 (町道) 分岐点) 蔵王町円田地内～曲竹地内 約 1,250m 区間 (岩沼蔵王線 (県道) 分岐点～ 宮曲竹線 (町道) 分岐点) 蔵王町曲竹字上原田地内～曲竹字川原田地内 約 1,550m 区間 (下別当 1 号線 (町道) 分岐点～ 山田沢線 (町道) 分岐点)</p> <p>・岩沼蔵王線 (県道) 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約 1,220m 区間 (白石上山線 (県道) 分岐点～ 4 号 (国道) 分岐点)</p> <p>◆町道 (蔵王町) 町道通行止対象路線一覧 (水蒸気噴火融雪型火山泥流) に記載の路線</p> <p>◆町道 (七ヶ宿町) 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>(国道 13 号交差点～ 旧山形上山線 (市道) 交差点)</p> <p>◆市道 (山形市) ・市道蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可 ・融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線</p>
<p>対 応 策</p> <p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖。 ・避難勧告等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。(維持管理業者による閉鎖。) ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道 (蔵王町) 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置 (避難所への避難確認後)</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み。</p> <p>◆県道 (橋梁) 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難勧告又は指示が発令された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁部前後区間で、通行止め規制とする。(泥流流下の終息後または少量の流下や流下しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。)</p> <p>◆県道 (冠水) 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難勧告又は指示が発令された場合、閉鎖する。 ・バリケード設置、誘導員配置 (維持管理業者)</p>

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

<p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	<p>（冠水終息後または冠水が発生しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）</p> <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市 ・避難勧告又は指示が発令された場合、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置</p>
---	---

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」，「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	・道路情報板，看板による注意喚起 巻末資料「施設等位置図（山形県）」，「通行規制概要図（山形県）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p>

(4) 登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 ③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ " " （石子～後烏帽子岳） ⑤ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ " " （七日原～後烏帽子岳）</p> <p>◆川崎町 ⑦ 峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳）</p> <p>◆白石市 ⑬ 白石スキー場（ジャンボリーコース） ⑭ " " （水引入道コース） ⑮ " " （不忘山コース） ⑯ 南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>◆県管理 中丸山登山道入口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市 （蔵王温泉地区 一索道一） 蔵王ロープウェイ （山麓駅・樹氷高原駅・地藏山頂駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） その他，各リフト小屋 ・ユートピアゲレンデ ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ</p>

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

		<ul style="list-style-type: none"> ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・中央ゲレンデ ・ダイヤモンドバレー ・黒姫ゲレンデ <p>(宝沢地区 ー登山ロー)</p> <p>上宝沢登山口</p> <p>蔵王ダムゲート登山口</p> <p>(関沢地区 ー登山ロー)</p> <p>笹谷峠登山口</p> <p>関沢登山口</p> <p>新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>蔵王ライザワールドスキー場</p> <p>御田の神登山道入口 (坊平お清水～刈田岳)</p>
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。

(5) 観光客等避難対策

	宮城県	山形県
対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客	ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山客
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館</p> <p>七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。 ・噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは，索道事業者と連携し，スキー客の避難誘導を行う。

		<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※一時避難場所として「ライザレストラン」 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
--	--	--

(6) 住民等への避難勧告・指示の発令

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 小妻坂，永野西，八室，宮司，向山各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大 45 名）</p>	<p>融雪型火山泥流の避難区域内の住民等</p> <p>◆山形市 南山形，蔵王，南沼原，本沢各地区の一部の区域の住民等</p>
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮司生活センター，宮地区指定避難所，向山生活センター 川崎町：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。 	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 ・周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，広報車，電話 ・避難所の開設 山形市：第九中学校，みはらしの丘小学校，蔵王コミュニティセンター，蔵王第一小学校，蔵王第一中学校，桜田小学校，元木公民館，南沼原コミュニティセンター，南沼原小学校，第十中学校，本沢コミュニティセンター

5 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表で「融雪型火山泥流（マグマ噴火）」への対応

警戒事象：噴火が発生した場合に融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性がある場合

警戒範囲：融雪型火山泥流〔蔵王川，濁川，澄川，松川，横川，須川地域の一部の居住地域〕及び入山危険の警戒範囲

※ エコーライン開通期であっても，積雪がある状況でマグマ噴火が発生した場合は，融雪型火山泥流の可能性あることから，その際は，エコーライン閉鎖期の対策の「5 噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表で融雪型火山泥流（マグマ噴火）への対応」を行うこととする。

(1) 観光客，登山客，施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後，警戒範囲内に残り残された登山客，観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 ・融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等へ連絡 ・融雪型火山泥流の避難区域に広報車を巡回 <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)，蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>(蔵王ライザワールド ヤマコーリゾート(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

		<p>(=警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。(=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)
--	--	---

・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話のＬアラート、県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。

・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避難を呼びかける。

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ②蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ③蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 <ul style="list-style-type: none"> ⑤刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ⑥こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ⑦蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ⑧刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ⑨熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ⑩東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ⑪刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ⑫清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ⑬仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ⑭聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ⑮T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ⑯すみかわスノーパーク（民有） 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） ○索道事業者施設 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂、樹氷原コース ・連絡コース ○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難小屋・山小屋 <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） ○索道事業者施設 <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/ヤマコーリゾート株） ※冬季閉鎖 ○スキー場 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド （民有/ヤマコーリゾート株）
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所有 	<p>○蔵王山神社避難小屋、コーボルトヒュッテ 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。

<p>策</p>	<p>形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わないが、民間所有の山小屋等については、管理責任者に対し警報内容の周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残る一部の施設（別荘等）については、管理責任者に対し、警報内容の周知を行い、閉鎖を要請する。 <p>〇すみかわスノーパーク 対応者：(株)せいる（管理会社、スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山客に、放送設備を使用または直接、すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに、スキー場従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確認しながらすみかわレストハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	<p>〇山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>〇蔵王ロープウェイ山頂線、ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)、蔵王観光開発(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>〇融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等 対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内放送で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。
----------	--	--

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

		<ul style="list-style-type: none"> ・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則閉鎖するが、登山客の安全確保のため現状のまま施設しない。 <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：ヤマコーリゾート(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
--	--	--

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石上山線（県道）・・・除雪基地ゲート ・青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート <p>◆県道（橋梁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 ・白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 ・岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間 <p>◆県道（冠水）</p>	<p>◆県道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート <p>◆県道（橋梁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形永野線 上山市蔵王地内 南蔵王橋前後区間 ・白石上山線 上山市蔵王地内 高原橋前後区間 上山市高野地内 永野橋前後区間 (但し、永野橋前後区間の規制は、道路冠水区間に含まれる。) ・上山蔵王公園線 上山市高野～権現堂地内 権現堂橋前後区間

<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 5 7 号 (国道) 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約 4,450m 区間 (青根温泉湯本バス停～ 北山中央線 (町道) 分岐点) ・ 白石上山線 (県道) 蔵王町小妻坂地内～西浦北地内 約 6,070m 区間 (蔵王川崎線 (県道) 分岐点～ 永野山ノ入平沢線 (町道) 分岐点) 蔵王町永野地内～地内 約 4,310m 区間 (岩沼蔵王線 (県道) 分岐点～ 山田沢線 (町道) 分岐点) ・ 岩沼蔵王線 (県道) 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約 1,220m 区間 (白石上山線 (県道) 分岐点～ 4 号 (国道) 分岐点) ・ 蔵王大河原線 (県道) 蔵王町永野地内～矢付地内 約 2,140m 区間 (白石上山線 (県道) 分岐点～藪川橋) <p>◆町道 (蔵王町) 町道通行止対象路線一覧 (マグマ噴火融雪型火山泥流) に記載の路線</p> <p>◆町道 (七ヶ宿町) 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道 (冠水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白石上山線 上山市高野地内 約 500m 区間 (永野川原線 (市道) 交差点～ 上山蔵王公園線 (県道) 交差点) ・ 蔵王成沢長谷堂線 山形市蔵王成沢地内 睦合橋前後 約 500m 区間 (国道 1 3 号交差点～ 旧山形上山線 (市道) 交差点) <p>◆市道 (山形市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可 ・ 融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線
<p>対 応 策</p> <p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象ゲート位置で閉鎖。 ・ 避難勧告等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。(維持管理業者による閉鎖。) ・ なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。 <p>◆町道 (蔵王町)</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季閉鎖位置で閉鎖済み。 <p>◆県道 (橋梁) 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告又は指示が発令された場合、火山泥流の影響を受ける可能性のある橋梁部前後区間で、通行止め規制とする。(泥流流下の終息後または少量の流下や流下しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。) <p>◆県道 (冠水)</p>

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

<p>対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後） <p>◆町道（七ヶ宿町）</p> <p>対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖する。 ・バリケード設置，誘導員配置（維持管理業者） （冠水終息後または冠水が発生しなかった場合，通行に支障がないことを確認の後，交通開放。） <p>◆市道（山形市）</p> <p>対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示が発令された場合，融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある区間を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置
---	--

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	巻末資料「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」，「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおりに	巻末資料「施設等位置図（山形県）」，「通行規制概要図（山形県）」，「通行規制概要図（山形市）」のとおりに
対応策	<p>◆県道</p> <p>対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町）</p> <p>対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道</p> <p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置するとともに，道路情報板への表示を行う。 <p>◆市道（山形市）</p> <p>対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示が発令された場合，警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置

（４）登山口等における入山規制の看板設置

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ③えぼしスキー場（倉石～股窪） ④ " " （石子～後烏帽子岳） ⑤ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ⑥ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦峯々温泉登山口（名号峰～熊野岳） 	<p>◆県</p> <ul style="list-style-type: none"> 中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王温泉地区 ー索道ー） 蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

	<p>◆白石市</p> <p>⑬白石スキー場（ジャンボリーコース）</p> <p>⑭〃〃（水引入道コース）</p> <p>⑮〃〃（不忘山コース）</p> <p>⑯南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>その他、各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース <p>（宝沢地区 ー登山ロー）</p> <p>上宝沢登山口</p> <p>蔵王ダムゲート登山口</p> <p>（関沢地区 ー登山ロー）</p> <p>笹谷峠登山口</p> <p>関沢登山口</p> <p>新山登山口</p> <p>◆上山市</p> <p>南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水）</p> <p>蔵王ライザワールド（ライザペアⅡ乗場）</p>
<p>対応策</p>	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市、索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。

(5) 観光客避難対策

	宮城県	山形県
<p>対象</p>	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客</p>	<p>ゲレンデ内スキー客、警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客</p>
<p>対応策</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設 	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は、施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。 ・噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等についてスキーパトロールに

【エコーライン閉鎖期の対策 居住地域嚴重警戒】

		<p>連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※一時避難場所として「ライザレストラン」 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
--	--	---

(6) 住民等への避難勧告・指示の発令

	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 上ノ原，遠刈田，新地，小妻坂，永野西，八室，永野，矢附，曲竹北，曲竹南，宮司，沢内，宮，向山各地区の住民 上ノ原，小妻坂，新地各地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大 45 名）</p>	<p>融雪型火山泥流の避難区域内の住民等</p> <p>◆山形市 南山形，蔵王，南沼原，本沢各地区の一部の区域の住民等</p> <p>◆上山市 高野地区の一部の区域の住民等</p>
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田幼稚園，遠刈田公民館，遠刈田小学校，七日原集会所，遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，ふるさと文化会館，矢附公民館，曲竹公民館，曲竹南集会所，宮司生活センター，宮地区指定避難所，宮地区公民館，向山生活センター 川崎町：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。 	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，広報車，電話 ・避難所の開設 山形市：第九中学校，みはらしの丘小学校，蔵王コミュニティセンター，蔵王第一小学校，蔵王第一中学校，桜田小学校，元木公民館，南沼原コミュニティセンター，南沼原小学校，第十中学校，本沢コミュニティセンター 上山市：中川地区公民館，中川農業者等トレーニングセンター

IV 降灰後の土石流の対策について

1 水蒸気噴火時の対応

警戒事象：降灰堆積厚が10cm以上となった溪流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合

警戒範囲：土石流 祓川、北川地域の一部の居住地域で警戒

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>〇〇町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>〇〇市は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	土石流による施設閉鎖はなし	<p>◆山形市</p> <p>○宿泊施設等</p> <p>蔵王ロープウェイ山麓駅</p> <p>蔵王国際ホテル</p>

【降灰後の土石流の対策 水蒸気噴火時】

		<p>みはらしの宿 故郷 ペンションビーハイブ キャンドル ホテル喜らく ロッジふうたろう 山麓ヒュッテ 竜山荘 ホテル蔵王 しあわせ荘 ホテル松金屋アネックス 音茶屋 レストラン横倉 もってのほか 蔵王四季のホテル外湯 季の里外湯</p>
対応策	なし	<p>○宿泊施設等 対応者：対象施設の管理者</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者は利用者に避難をよびかける。また、必要に応じて避難所等への避難誘導を行う。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に土石流が発生するなど避難が困難となった場合、利用者、職員及び避難者を建物の2階以上の階に避難させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び職員の避難を確認後、施設を閉鎖する。

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	なし	<p>◆県道</p> <p>山形永野線（県道） 山形市蔵王温泉地内 蔵王南橋前後区間 上山蔵王公園線（県道） 山形市蔵王温泉地内 栄橋前後区間</p>
対応策	なし	<p>◆県道（冠水） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示が出された場合、閉鎖する。 バリケード設置、誘導員配置（維持管理者） （冠水終息後または冠水が発生しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	なし	巻末資料「通行規制概要図（山形県）」のとおり
対応策	なし	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・道路冠水による通行規制のための看板を設置 ・道路情報板での注意喚起

(4) 登山口等における規制看板の設置

噴火警報発表に係る規制看板は設置済。

(5) 観光客等避難対策

	宮城県	山形県
対象	帰宅困難となった観光客，登山客	帰宅困難となった観光客，登山客
対応策	対応者：市町 ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田地区公民館	対応者：市 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）

(6) 住民等への避難勧告・指示の発令

	宮城県	山形県
対象	◆川崎町 黒岩山地区の一部の区域の住民	◆山形市 蔵王温泉地区の一部の区域の住民
対応策	対応者：町 ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：電話，広報車，訪問による伝達， Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設 川崎町：野上分館，古関分館	対応者：市 ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：緊急速報メール，メールマガジン， ホームページ，電話，広報車 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校

2 マグマ噴火時の対応

警戒事象：降灰堆積厚が10cm以上となった溪流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合

警戒範囲：土石流 祓川、北川、前川地域の一部の居住地域で警戒

(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知

	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>〇〇町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難勧告等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>〇〇市は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>(蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	宮城県	山形県
対象	土石流による施設閉鎖はなし	<p>◆山形市</p> <p>○宿泊施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王ロープウェイ山麓駅 蔵王国際ホテル

【降灰後の土石流の対策 マグマ噴火時】

		みはらしの宿 故郷 ペンションビーハイブ キャンドル ホテル喜らく ロッジぶうたろう 山麓ヒュッテ 竜山荘 ホテル蔵王 しあわせ荘 ホテル松金屋アネックス 音茶屋 レストラン横倉 もってのほか 蔵王四季のホテル外湯 季の里外湯
対応策	なし	<p>○宿泊施設等</p> 対応者：対象施設の管理者
		<p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者は利用者に避難をよびかける。また、必要に応じて避難所等への避難誘導を行う。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に土石流が発生するなど避難が困難となった場合、利用者、職員及び避難者を建物の2階以上の階に避難させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び職員の避難を確認後、施設を閉鎖する。

(3) 道路の閉鎖等

①道路の閉鎖（ゲート閉鎖）

	宮城県	山形県
対象	なし	<p>◆県道</p> 山形永野線（県道） 山形市蔵王温泉地内 蔵王南橋前後区間 上山蔵王公園線（県道） 山形市蔵王温泉地内 栄橋前後区間
対応策	なし	<p>◆県道（冠水）</p> 対応者：県村山総合支庁建設部道路課
		<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が出された場合、閉鎖する。 バリケード設置、誘導員配置（維持管理業者） （冠水終息後または冠水が発生しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）

②注意喚起規制看板の設置

	宮城県	山形県
対象	なし	巻末資料「通行規制概要図（山形県）」のとおり
対応策	なし	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・道路冠水による通行規制のための看板を設置 ・道路情報板での注意喚起

(4) 登山口等における規制看板の設置

噴火警報発表に係る規制看板は設置済。

(5) 観光客等避難対策

	宮城県	山形県
対象	帰宅困難となった観光客，登山客	帰宅困難となった観光客，登山客
対応策	対応者：市町 ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田地区公民館	対応者：市 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）

(6) 住民等への避難勧告・指示の発令

	宮城県	山形県
対象	◆川崎町 黒岩山地区の一部の区域の住民 手代塚山，火の塚山地区の住民等	◆山形市 蔵王温泉地区の一部の区域の住民
対応策	対応者：町 ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：電話，広報車，訪問による伝達， Lアラート（緊急速報メール） ・避難所の開設 川崎町：野上分館，古関分館，腹帯地区集落センター，前川小学校旧青根分校	対応者：市 ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 周知方法：緊急速報メール，メールマガジン， ホームページ，電話，広報車 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校

第 2 章

救助対策

第1節 共通的事項

1 応急対策など

(1) 被災市町及び被災県による救助活動等

被災市町及び被災県は、その区域内における救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊（以下、救助活動機関という。）の展開、宿営等のための活動拠点の確保を図る。

(2) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助活動等

① 被災地域外の地方公共団体は、被災市町からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

② 国は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助活動等が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を図る。

(3) 資機材の調達等

救助活動に必要な資機材は、原則として、救助活動機関が携行する。

(4) 部隊間の活動調整

① 救助活動機関は、必要に応じて、現地合同調整所を設置し、活動区域・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行うほか、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場に災害派遣医療チーム（DMAT）等が派遣された場合は、密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

② 被災県及び被災市町は、必要に応じて、現地合同対策本部を設置し、救助活動機関がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助活動が行えるよう、国を含めて効果的な救助救急に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料の確保状況等）の共有及び調整を行う。

(5) 部隊の活動支援

① 国は、救助活動機関の安全確保のため専門的な助言等を行う体制を構築する。

② 国（東北地方整備局等）は、被災県又は市町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、被災地への派遣活動を行う。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助活動を実施する救助活動機関が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて情報連絡体制を確立し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

2 救助活動を伴う災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

① 被災市町は、人的被害及び物的被害の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

特に残留者及び行方不明者（以下、行方不明者等という。）の情報については、捜索・救助体制の検討等に必要であるため、被災市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町区域内での行方不明者等について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者等として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村

及び都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

② 県は、被災市町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、被災市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、当該情報を国（消防庁）に報告する。

警察は、被害に関する情報を把握し、当該情報を国（警察庁）に連絡する。

③ 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、救助活動機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、救助活動機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、救助活動機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。

④ 救助活動を伴う災害情報の収集・連絡フロー、災害情報報告書を巻末資料に掲載する。

（2）一般被害情報等の収集・連絡

県（被災市町）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。

（3）応急対策活動情報の連絡

被災市町及び被災県救助活動機関は、必要に応じ、応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行う。

3 自衛隊に対する災害派遣要請

噴火シナリオ等から想定される陸上自衛隊への自衛隊法第83条第1項の規定による災害派遣要請の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル3以上」を基準とし、以下の状態を認めた場合を目安とする。

- ① 避難対象区域の住民等が、融雪型火山泥流又は御釜由来の泥流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難となる。
- ② 避難対象区域の登山者等が、大量の火山灰や噴石の継続的な落下により通常的手段による避難が困難となる。

4 住民・登山者等の安否確認

（1）住民・登山者等の安否情報の確認

- ① 住民・登山者等の安否情報の確認は、原則として被災市町が行う。警察、観光施設、行政区及び自治組織等は、安否情報を可能な限り把握して被災市町に報告する。被災市町は、安否情報を集約し、ファクシミリ等の手段で県に報告して安否情報を共有する。
- ② 安否情報の確認では、避難先市町がファクシミリや消防庁の安否情報システム等の手段を活用し、受入避難所に収容する避難者の情報を把握する。被災市町は避難先市町との協力を得て情報をまとめるほか、安否情報システムに入力する。
- ③ 県は、被災市町ごとに住民・登山者等の安否情報を集約する。また、国や全国知事会を通じて、他の市町村や都道府県に避難した住民・登山者等の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。
- ④ 住民・登山者等の安否情報の確認に関する各機関の活動内容、安否確認フロー、安否情報報告書を、巻末資料に掲載する。

(2) 行方不明者等の搜索・救助

- ① 被災市町は、入山規制の実施及び避難指示発令等の対象区域での行方不明者等の有無の確認を行うものとし、観光施設や行政区及び自治組織等が把握している行方不明者等の状況を照会するとともに、救助活動機関に行方不明者の搜索・救助の要請を行い、その結果を県に報告する。
- ② 県は、搜索・救助に関する応援について、国や救助関係機関等との調整を行う。また、行方不明者等に関する情報を集約する。

なお、救助活動機関は、傷病者、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、国等と火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。
- ③ 避難した観光客等は、無事避難した事実を避難所に設置される避難者名簿に記入もしくは避難先の市役所及び町村役場へ電話により連絡する。
- ④ 行方不明者等の搜索・救助関係機関等一覧、救助活動フローを巻末資料に掲載する。

第2節 ヘリコプターの運用

1 基本的な考え方

蔵王山火山災害での災害対策活動におけるヘリコプターの運用については、ヘリコプターの安全運航を確保するため、ヘリコプター保有機関相互間の情報共有体制を構築し、宮城・山形両県の相互連携のもと、効果的かつ効率的なヘリコプター活動を実施するための体制を確立する。

2 各機関の運用体制

(1) 地方公共団体

① 宮城県

「蔵王山火山災害対策ヘリコプター活動計画」（平成28年1月15日策定）に基づき活動する。

(ア) 宮城県防災航空隊

- a 自ら又は要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b ヘリコプター運用調整班に所要の要員を派遣

(イ) 宮城県警察航空隊

- a 要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b ヘリコプター運用調整班に所要の要員を派遣

(ウ) ヘリコプター運用調整班

- a 宮城県災害対策本部事務局内に設置し、参画機関から派遣される要員をもって構成
- b 山形県と連携しつつヘリコプター運航の安全確保のもと、災害対策活動にあたるヘリコプターの活動調整

② 山形県

「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」（平成24年3月20日）に基づき、ヘリコプター等の活動又は地上支援活動を行う。

(ア) 山形県消防防災航空隊

- a 自ら又は要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b ヘリコプター等運用調整班に所要の要員を派遣

(イ) 山形県警察航空隊

- a 要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b ヘリコプター等運用調整班に所要の要員を派遣

(ウ) ヘリコプター等運用調整班

- a 山形県災害対策本部事務局内に設置し、参画機関から派遣される要員をもって構成
- b 宮城県と連携しつつヘリコプター運航の安全確保のもと、災害対策活動にあたるヘリコプターの活動調整

③ 被災市町

- a 必要に応じて、ヘリコプター活動拠点の開設等に協力

(2) 国

① 国土交通省

- a 防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b 必要に応じて、宮城県のヘリコプター運用調整班及び山形県のヘリコプター等運用調整班（以下、両県の運用調整班という。）に所要の要員を派遣

② 自衛隊

- a 要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b 必要に応じて、両県の運用調整班に所要の要員を派遣

③ 海上保安庁

- a 要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- b 必要に応じて、両県の運用調整班に所要の要員を派遣

(3) 消防機関及び警察の広域応援体制

① 消防機関

ヘリコプターによる災害対策活動を行うにあたり、県独自では、十分に被災者等の救援等の応急措置が実施できない場合には、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援協定に基づく応援要請、さらに、緊急消防援助隊制度に基づき消防庁長官に対して応援要請を行う。

② 警察

各県警察本部長は、必要に応じ、警察庁及び東北管区警察局の指示・調整に基づき、各県公安委員会を通じて全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊（広域警察航空隊）の出動を要請するものとする。

3 ヘリコプター運用・活動

両県の運用調整班又は防災航空隊及び消防防災航空隊の所管課が情報を共有して災害対策活動にあたる。

① 飛行情報の共有

(ア) 両県の運用調整班設置前

噴火に関する情報は、防災航空隊及び消防防災航空隊の所管課が各機関に情報提供する。

(イ) 両県の運用調整班設置以降

両県の運用調整班が気象庁等から噴火に関する情報を収集し、各機関に情報提供する。

② 活動内容

(ア) 情報収集・伝達

(イ) 捜索・救出・救助活動

(ウ) 搬送（人員，物資）

(エ) 救急搬送

(オ) 広報活動

③ ヘリコプター活動拠点候補地及び離着陸場を巻末資料に掲載する。

第3節 救護体制

1 救護体制の確立

(1) 負傷者等への医療救護対応

- ① 被災市町は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。
- ② 県は、被災地の医療機関の対応能力を超える程度の負傷者の発生が予想される場合、県大規模災害時医療救護活動マニュアル等で定める体制の中で適切な医療救護活動を行う。また、医療機関の状況を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、DMATや医療救護班応援の派遣等を行う。
- ③ 医療救護活動に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。
- ④ 医療救護に関する各機関の活動内容、蔵王山近傍の災害拠点病院を巻末資料に掲載する。

2 医療機関の活動

(1) 災害拠点病院の活動

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療の実施
- ② 患者等の受入及び搬出を行う広域搬送の対応
- ③ 自己完結型の医療救護チーム（DMATを含む）の派遣
- ④ 地域の医療機関への応急処置用資器材の貸出

(2) 一般の医療機関

- ① 地域の被害状況に応じた軽症の傷病者の受入や通常の診療の実施
- ② 病床のある病院・診療所は災害拠点病院の後方病床としての役割を分担

(3) 重傷患者の搬送体制 県内または近県への搬送（地域医療搬送）

重傷の傷病者を被災地外の医療機関に緊急に搬送する必要がある場合、DMATはDMAT本部を通じて、県災害医療コーディネーターに傷病者を受け入れる医療機関の確保を要請するとともに、現地の消防機関等に搬送手段の確保を要請する。要請を受けた県災害医療コーディネーターはMCA無線等の通信手段を用いて、救急救命センター、災害拠点病院等と調整し、傷病者の受入先を確保する。